

○東山キャンパス倫理審査委員会における審査の対象について（申合せ）

（令和3年4月14日東山キャンパス倫理審査委員会決定）

---

「名古屋大学東山キャンパス関係部局における「人を対象とする研究等」の倫理に関する内規」第4条第1項第3号に規定する研究について、人を対象とする生命科学・医学系研究とみなせるものを対象とすることとする。ただし、「高度な医学的判断が必要とされる研究」及び「特定臨床研究に該当する研究」は対象外とする。